

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
るときは、その翌日)

## 目次

### ◇告 示 保険薬剤師の登録(保険課)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(〃)  
国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの(〃)

指定老人訪問看護事業者の指定(医務課)

被爆者一般疾病医療機関の指定(健康対策課)

被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退(〃)

被爆者一般疾病医療機関の名称等の変更(〃)

計量器の定期検査(商工指導課)

保安林の指定の解除(森林保全課)

開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)

◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

## 告 示

### 鳥取県告示第六百二十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

平成四年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
谷岡 浩美	鳥薬第八一六号	平成四年七月一日
藤原 ゆみこ	鳥薬第八一七号	平成四年七月二日

鳥取県告示第六百二十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
やまなか歯科 リニック	西伯郡会見町天万三二八一	平成四年七月一日
小田歯科医院	西伯郡岸本町押口八六一二	〃

鳥取県告示第六百二十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
瀧田 千穂美	鳥国薬第八一四号	平成四年六月十七日
山下 恵子	鳥国薬第八一五号	平成四年六月十九日

鳥取県告示第六百二十七号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護事業者の指定をしたので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成四年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 指定期月日  
平成四年七月一日
- 二 指定老人訪問看護事業者の名称及び主たる事務所の所在地  
医療法人清和会  
倉吉市上井三〇二一
- 三 老人訪問看護ステーションの名称及び所在地  
老人訪問看護ステーションせいわ  
倉吉市上井三〇一

鳥取県告示第六百二十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

平成四年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定期月日
赤松整形外科医院	米子市富士見町二丁目一〇一	平成四年七月十四日
医療法人社団大谷医院	八頭郡家町大字宮谷二二一 一五	"

尾崎クリニック	鳥取市吉方一二二一三	"
歯科吉田医院	米子市和田町一八〇七一	"
長石医院	八頭郡智頭町大字智頭一五三七 一六	"
にしむら薬局郡家店	八頭郡家町大字奥谷一三五 一四	"
中山小児科内科医院	八頭郡家町大字宮谷二〇六一 九	"
山藤医院	鳥取市大槻町一七	"
医療法人石谷小児科医院	鳥取市上魚町一三	"
ナガセ歯科医院	米子市三旗町四一二一	"
上原整形外科医院	東伯郡羽合町大字長瀬六八〇 一三	"
岡本医院	鳥取市津ノ井二五八一二	"
佐々木整形外科医院	鳥取市岩倉四五二一三〇	"
石亀歯科医院	東伯郡東伯町大字徳方四九一 一七	"
麻木クリニック	鳥取市松並町二丁目五〇二一	"
音田内科	倉吉市東町四三五	"
元氣堂薬局	米子市東福原五五六一一	"
松岡内科	鳥取市賀露町一七〇三一七七	"

佐野薬局	米子市上後藤二丁目三一六	"
小林薬局東町店	倉吉市東町四三五一一〇	"
有限会社羽場薬局	鳥取市賀露町一七〇三一三二	"
尾崎病院	鳥取市湖山町三六八三	"

鳥取県告示第六百二十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第二項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退の申出があったので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十六条の規定により告示する。

平成四年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	辞退年月日
祝部医院	気高郡気高町大字浜村一一二	平成三年九月十日
竹田内科医院	鳥取市本町二丁目一〇九	"

和順室内科医院	鳥取市湖山町三六八三	"
藤山内科小児科医院	鳥取市西品治三〇五一二	平成三年八月十五日
大谷医院	八頭郡家町大字宮谷二二一五	平成四年七月十三日
山藤医院	鳥取市大榎町一七	"
やすき薬局	鳥取市正蓮寺四三	平成四年三月十五日
石谷小児科医院	鳥取市上魚町一三	平成四年七月十三日
岡本医院	鳥取市津ノ井二五八一二	"
佐々木整形外科医院	鳥取市岩倉四二一三〇	"
石亀歯科医院	東伯郡東伯町大字徳方四九一七	"
麻木クリニック	鳥取市松並町二丁目五〇二一	"
佐野薬局	米子市上後藤二丁目三一六	"
尾崎外科診療所	鳥取市湖山町三六八三	"

鳥取県告示第六百三十号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十五条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から次のとおり名称又は所在地を変更した旨

の届出があったので、同規則第二十二条において準用する同規則第十五条第二項の規定により告示する。

平成四年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出医療機関	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
米川医院 米子市両三柳八八〇一	米川外科医院	米川医院	米川医院	平成三年七月二十七日
医療法人山崎医院 境港市相生町一四	医療法人福庭医院	医療法人山崎医院	医療法人山崎医院	平成四年五月一日
医療法人社団乾医院 気高郡鹿野町大字鹿野一〇九一	気高郡鹿野町大字鹿野一四〇五	気高郡鹿野町大字鹿野一〇九一	気高郡鹿野町大字鹿野一〇九一	平成三年十一月一日
谷岡薬局 鳥取市永楽温泉町一〇七	鳥取市永楽温泉町一〇五一三	鳥取市永楽温泉町一〇七	鳥取市永楽温泉町一〇七	平成四年三月十六日
医療法人厚生会 米子市中海病院 米子市彦名町一二五〇	医療法人厚生会 米子内科クリニック	医療法人厚生会 米子中海病院	医療法人厚生会 米子中海病院	平成三年十二月十六日
佐々木歯科医院 米子市祇園町二丁目二〇	新納歯科医院	佐々木歯科医院	佐々木歯科医院	平成四年一月六日
いなむら歯科 西伯郡淀江町大字淀江六八一一六	米子市角盤町四丁目一六一	米子市祇園町二丁目三〇	いなむら歯科 西伯郡淀江町大字淀江六八一一六	平成四年一月六日
西伯郡淀江町大字淀江七四三	稲村歯科医院	稲村歯科医院	稲村歯科医院	平成四年四月一日
西伯郡淀江町大字淀江七四三	西伯郡淀江町大字淀江六八一一六	西伯郡淀江町大字淀江六八一一六	西伯郡淀江町大字淀江六八一一六	平成四年四月一日

鳥取県告示第六百三十一号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、鳥取市及び米子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

平成四年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器（鳥取市に所在する計量器に限る。）

実施期間	実施場所
平成四年十月一日から 平成五年三月三十一日まで	当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日	実施時間	実施区域	実施場所
平成四年九月二日	午後一時から 午後三時まで	米子市	米子市勤労青少年ホーム
平成四年九月三日	午前十時から 午後三時まで	"	米子市住吉公民館
平成四年九月四日	"	"	米子市義方公民館
平成四年九月七日	午後一時から 午後三時まで	"	米子市就將公民館
平成四年九月八日	午前十時から 午後三時まで	"	米子市立図書館

平成四年九月九日	"	"	米子市啓成公民館
平成四年九月十七日	午前十一時から 午後三時まで	"	米子市立図書館
平成四年十月一日	午前十時から 正午まで	鳥取市	鳥取市賀露公民館
"	午後一時から 午後三時まで	"	鳥取市湖山公民館
平成四年十月二日	午前十時から 午後三時まで	"	鳥取市民体育館
平成四年十月五日	"	"	中国電力株式会社鳥取支店
平成四年十月六日	"	"	日本電信電話株式会社鳥取体育館
平成四年十月七日	"	"	"
平成四年十月八日	"	"	"
平成四年十月十五日	"	"	"

鳥取県告示第六百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成四年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市三津字大浜一〇七二の二二四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百三十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年十一月十三日 鳥取県指令受鳥土維第五百八十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市安長字矢倉田柳ヶ坪

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市安長三五九

上山国男

鳥取県告示第六百三十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年七月十二日 鳥取県指令受都計三一二第十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市三津字辻堂、字辻堂谷、字カハコ谷、字桃木谷、字谷田及び字

石原平

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市安長六三五一一

株式会社徳田商店

代表取締役 徳田忠志

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定によ

り告示する。

平成四年七月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	フリム・ランブナー5	奥村遊機株式会社
"	マジックランブ1	"
"	タイムスリップ	"
"	ビュクリ・ハンクス	"
"	マジックランブ2	"
"	ビュクリ・ハンクス2	"
"	スーパースター2	"
"	スターキングセブン	フルホン工業株式会社
"	カイボウインダー	"
"	タイムトラブ2	"
"	ウインドラム2	"

〃	ビッグシューター8	株式会社平和
〃	ダイバーF	〃
〃	ラッキースター	〃
〃	ワイドビジョンII	株式会社三共
〃	ホンダーブームIII	〃

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む。)】